

令和5年度3月 第12回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年3月19日(火) 午前10時00分 ~ 午前10時40分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農業委員会委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	欠席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職名	氏名	職名	氏名
局長	今枝 勲男	書記	伊藤 秀樹

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5	議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議案第44号 農用地利用計画変更申出について
日程第7	議案第45号 農用地利用集積等促進計画について
日程第8	報告第37号 農地法第4条の規定による届出について
	報告第38号 農地法第5条の規定による届出について
	報告第39号 現況証明願について
	報告第40号 あま市賃借料情報（令和5年分）について

議長 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は12人、推進委員の出席数は9人です。近藤哲夫委員、武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和5年度3月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
竹嶋肇委員及び宮崎君恵委員を指名します。

議長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議長 日程第3 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第41号について説明いたします。

3-50番につきまして説明いたします。

参考資料は1ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町徳実苗代向、外田面北ノ切、外田面中ノ切地内の田、畑の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、3-52番につきまして説明いたします。

参考資料は2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町安松六丁目地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、3月15日に塚本委員と櫻井委員と事務局にて現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 議案第41号につきましては、塚本委員と櫻井委員と事務局で現地確認を行

って頂きましたが、代表して塚本委員から現地の状況について報告願います。

塚本委員 議案第41号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び塚本委員から説明・報告がありました、議案第41号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第41号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第41号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第42号について説明いたします。

4-4番につきまして説明いたします。

参考資料は3～4ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は蜂須賀北本郷地内の畑で、分家住宅への転用となっております。

申請者は、現在弥富市内の賃貸アパートに居住しております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅では手狭となったため、自己所有地に分家住宅を建設する申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に隣接する区域の農地で10ha未滿のもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、3月18日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、3月15日には塚本委員と櫻井委員と現地調査をさせていただいております。

議 長 塚本委員と櫻井委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して塚本委員から現地の状況について報告願います。

塚本委員 議案第42号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議長 ただ今、事務局及び塚本委員から説明・報告がありました、議案第42号について、何かご質問等がございますか。

木全委員 蜂須賀地内での農地転用について、許可が下りないと聞いているが、この案件は大丈夫なのか。

事務局 事前に許可権者である愛知県の担当者と打合せを行い、許可の見込みがあるとの回答をいただいております。

議長 他にご質問もないようですので採決に移ります。
議案第42号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手です。よって、議案第42号は承認されました。

議長 日程第5 議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)
議案第43号について説明いたします。
5-40番につきまして説明いたします。
参考資料は5～6ページです。
譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、北茱三本柿地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。
譲受人は、近接地に本店を置き、自動車修理業を営んでおります。事業の拡大に伴い、辞意同社置場が不足する状況となったため、駐車場用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。
一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されません。第3種農地ため、転用の許可が見込めます。
つづきまして、5-41番につきまして説明いたします。
参考資料は7～8ページです。
譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町安松三丁目地内の田で、

駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は近接地において、学校法人を営んでおります。園児の増加に伴い、送迎駐車場が不足する状況となっているため、駐車場用地を確保しようとしていたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしていく区域に近接する区域にある農地で10ヘクタール未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

つづきまして、5-42番につきまして説明いたします。

参考資料は9～10ページです。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、小橋方東壱町田地内の田で、駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は近接地にて建設業を営んでおります。事業の拡大に伴い、駐車場及び資材置場が不足する状況となったため、駐車場用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超える危機にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

つづきまして、5-43番につきまして説明いたします。

参考資料は11～12ページです。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町下田下才当治地内の田で、分家住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

譲受人は、現在海部郡大治町地内の賃貸アパートに居住しております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に隣接する区域の農地で10ヘクタール未満のもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

これらにつきましては、3月18日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、3月15日には塚本委員と櫻井委員と事務局で現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長

議案第43号につきましては、塚本委員と櫻井委員と事務局で現地確認を行って頂きましたが、代表して塚本委員から現地の状況についてご報告願います。

塚本委員 議案第43号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 　　ただ今、事務局及び塚本委員から説明・報告がありました、議案第43号について、何かご質問等はございますか。

〇〇委員 　　議案書の面積と、参考資料の建築面積に差があるのはなぜか。

事務局 　　参考資料の建築面積は開発許可申請の面積となっており、議案書の面積については、駐車場を含めた総面積となっているため、差が生じております。

議 長 　　他にご質問もないようですので採決に移ります。
議案第43号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 　　全員挙手です。よって、議案第43号は承認されました。

議 長 　　日程第6 議案第44号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 　　(説 明)

議案第44号について説明いたします。

10番につきまして説明いたします。

参考資料は11～12ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町伊福蓮池地内の田です。

申出者は名古屋市中川区に本店を置き、土木建築工事業を営んでおります。

申請地の南側隣接地に駐車場兼資材置場を確保し、現場事務所を設けております。事業の拡大に伴い、作業車両が増加し、駐車場が不足する状況となったため、既存施設の拡張を考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、工場敷地との一体利用であるため、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

これらにつきましては、3月18日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、3月15日には塚本委員と櫻井委員と事務局とで現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 　　議案第44号につきましては、塚本委員と櫻井委員で現地確認を行って頂きま

したが、代表して塚本委員から現地の状況について報告願います。

塚本委員 議案第44号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び塚本委員から説明・報告がありました、議案第44号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第44号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第44号は承認されました。

議 長 日程第7 議案第45号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第45号について説明いたします。

農地所有者につきましては10名、貸付地面積は9,803㎡、借受人は6名となっております。権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。

以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第45号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第45号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第45号は承認されました。

議 長 日程第8 報告第37号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第38号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、報告第39号「賃借料情報について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。
次回の農業委員会でございますが、4月19日(金)午前10時からの予定
です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年4月19日

議 長 太田 昌史

署名委員 竹嶋 肇

署名委員 宮崎 君恵